

# 規制改革推進会議 デジタル基盤WG提出資料

---

令和4年3月 法務省民事局

# 自筆証書遺言の現状

## 自筆証書遺言について

- 遺言者が、一人で手書きで作成する簡易な方式の遺言
- 遺言者が、遺言の全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名を自書し、押印をしなければならない。
- ◀ 遺言は遺言者の死亡後に効力を生じるため、有効性に関して紛争が生じても、本人に真意の確認ができない。  
そのため、遺言書が本人により作成され、その内容が本人の真意に基づくことが、遺言書自体から明らかであることが重要。相続の当事者や一般国民も方式を遵守していることで、遺言を信頼。  
特に、全文の自書は、遺言者が遺言による財産処分等を認識し理解した上で、作成したものであることを担保するため。
- 遺言は、遺言者の死亡により効力が発生。
  - ・不動産の移転登記手続などは、遺言執行者等による執行手続が必要。
  - ・遺贈や特定財産承継遺言等がされた場合、受遺者は遺贈を放棄することもでき、相続人は相続放棄することもできる。
- 自筆証書遺言は、法務局(遺言書保管所)で保管することができるほか、遺言者自身が保管していることも多い。
- 利用件数  
自筆証書遺言等の検認件数:1万8,277件(令和2年・司法統計)  
遺言書保管所での保管件数:1万6,954件(令和3年・法務省HP)

## 自筆証書遺言の方式緩和(平成30年改正)

- 自筆証書遺言に添付する財産目録については、自書することを要しないものとされた(登記事項証明書や通帳の写しも可)。
- ◀ 財産目録は、土地の地番や地積など記載すべき事項が多く、その全部を自書することは相当な負担。他方で、その内容は、財産の特定のための形式的なものにとどまる。  
そこで、遺言作成の負担を軽減するため、財産目録については自書性を緩和。
- 他方で、遺言者がどの財産をどう処分するかは認識し、理解していることが必要。  
「どの財産を、誰に、どうするか」は、引き続き自書しなければならない。自書によらない財産目録の全てのページに署名・押印をしなければならない。

### 遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

令和四年三月一日  
法務太郎 印



### 別紙目録

一 土地  
所在 東京都・・・  
地番・・・  
地目・・・  
地積・・・  
二 建物  
所在 東京都・・・  
家屋番号・・・  
種類・・・  
床面積・・・

(↑PCで作成)  
法務太郎 印

三 土地  
所在 大阪府・・・  
地番・・・  
地目・・・  
地積・・・  
四 建物  
所在 大阪府・・・  
家屋番号・・・  
種類・・・  
床面積・・・

(↑PCで作成)  
法務太郎 印

# 遺言制度に関する海外法制

(出展：平成26年法務省委託調査及び法務省追加調査)

	ドイツ 	フランス 	アメリカ合衆国 	イギリス 	韓国 	台湾 
自筆による遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文を自署(財産目録等を除く。)</li> <li>○署名</li> <li>×押印は不要</li> <li>×証人は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文及び作成年月日を自書</li> <li>○署名</li> <li>×押印は不要</li> <li>×証人は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○実質的な部分を自書 →本質的部分(ミシガン州)、全文(ルイジアナ、オクラホマ州)及び日付</li> <li>○署名</li> <li>×押印は不要</li> <li>×証人は不要</li> <li>(以上、統一検認法典(2014年時点で18州が採択))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文をタイプでもよい。</li> <li>○署名(遺言に効力を与えることを意図したことがうかがえるもの)</li> <li>×押印は不要</li> <li>○遺言者が証人2人以上の前で署名等すること</li> <li>○証人の署名等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文、作成年月日、住所を自署</li> <li>○署名及び押印</li> <li>×証人は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文及び日付を自書</li> <li>○署名</li> <li>×証人は不要</li> </ul>
電子文書、録音・録画による遺言の可否	×いずれも不可	×いずれも不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子文書(※1)による遺言 ⇒遺言者が証人2人以上(※2)の面前(リアルタイム・オンラインも可)で電子署名し、証人が署名する方法</li> <li>※署名時点で可読性が必要</li> <li>※公証人でも良い</li> <li>×録音等による遺言は不可</li> <li>(以上、2019年統一電子遺言法(本年2月時点で4州が採択))</li> <li>○ネバダ州：証人等の立会がなくても、指紋、網膜スキャン、音声認識、顔認識、電子署名等の遺言者を特定できる認証手段が付されていれば、有効</li> </ul>	平成26年以降調査未了	<ul style="list-style-type: none"> <li>○録音等による遺言 ⇒遺言者が、遺言の趣旨、氏名と年月日を口述し、証人が遺言の正確なことと氏名を口述する方法</li> <li>×電子文書による遺言は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危急時における録音による遺言 ⇒遺言者が、遺言の趣旨、氏名及び日付を口授し、証人2人以上が遺言が真正であることと氏名を口授する方法</li> <li>※他の方式による遺言ができないことが要件</li> <li>※死後3か月以内に親族会の認定が必要</li> <li>×電子文書による遺言は不可</li> </ul>
その他の遺言の方式	・公正証書遺言	・公正証書遺言 ・秘密証書遺言 ・国際遺言	・認証遺言 ・公正証書遺言 ・自己証明遺言	平成26年以降調査未了	・公正証書遺言 ・秘密証書遺言 ・口授証書遺言	・公正証書遺言 ・秘密証書遺言 ・代筆遺言